

		災害発生期	初動期		応急復旧期	復旧期	
		～3時間以内	3時間後～24時間後	24時間後～72時間後	応急復旧期(3日後～1週間後)	1週間後～1か月後	1か月後～
上水道	被害	○管路に折損、破裂、継手の離脱が生じ、一部給水不能となると想定される。 ○水源、浄水場等の構造物で被害が発生する可能性がある。停電により停止する施設も発生する可能性がある。 ○夜間に発震した場合、施設等で待機している保安要員以外で、自宅等から参集する復旧作業員の参集が遅れる可能性がある。	●管路や浄水場などの被災が発生し、鹿児島地域の断水人口は約○○人となる。そのほとんどが鹿児島市で発生する。 ○津波浸水範囲の拡大に伴い、初動対応がより困難になる地域が発生する。	●管路被害などの復旧は限定的であり、ほとんど進展しない。 ○家庭内備蓄飲料水や応急給水により生活水を得るが、給水不足が発生すると想定される。	○応急復旧作業により、徐々に断水状況が改善されると想定される。 ○業者や資機材の不足が発生する可能性がある。	●管路の復旧が進み断水が解消されていくが、鹿児島地域における断水人口は約○○人となる。 ○仮設配管等により応急復旧するまでには、相当な期間を要する。	○管路の復旧は概ね完了する。 ●鹿児島地域で○○人が断水したままであるが、地域全体では約○割以上の断水が解消される。
	対応	<県> ○非常参集を実施する。 ○市町村被害状況、県施設被害情報の収集を開始する。 ○県施設の緊急遮断弁等により、水の流出を防ぐ。 <市町村・水道事業者> ○非常参集を実施する。 ○緊急遮断弁等により、水の流出を防ぐ。 ○施設被害情報の収集を開始する。	<県> ○被害状況の情報収集を継続するとともに応急給水等の応援活動の情報収集を開始する。 <市町村及び水道事業者> ○情報収集及び被害箇所を把握する。 ○病院や避難所等での救護活動に必要な水を確保する。	<県> ○県施設の応急復旧に着手する。 ○国道交通省、自衛隊及び他都道府県等へ応援を要請する。 ○(公社)日本水道協会を通じて応援可能な水道事業者に応援を要請する。 <市町村及び水道事業者> ○小規模な配水管被害の場合、応急修理による給水を図るとともに、弁操作により他系統の管網から給水を図る。可能な箇所では本復旧を実施する。 ○断水区域に対して、生命維持に必要な3L／人・日の給水確保に努める。 ○(公社)日本水道協会を通じ応援可能な水道事業者に応援を要請する。 ○浄水場や広域調整池等を拠点とした給水と連絡管による給水を実施する。	<県> ○情報収集を継続し、状況を把握する。 ○県施設の応急復旧を継続する。 ○国道交通省、自衛隊及び他都道府県等へ応援を要請する。 ○(公社)日本水道協会を通じて応援可能な水道事業者に応援を要請する。 <市町村及び水道事業者> ○大規模な配水管被害の場合、路上又は浅い土被りによる応急配管を行い、仮設共用栓を設置する。 ○飲用・炊事やトイレ、手洗いに必要な20L／人・日の給水確保に努める。 ○(公社)日本水道協会を通じて応援可能な水道事業者に応援を要請する。 ○浄水場や広域調整池等を拠点とした給水と連絡管による給水を継続する。	<県> ○情報収集を継続し、状況を把握する。 ○県施設の応急復旧を継続する。 ○国道交通省、自衛隊及び他都道府県等へ応援を要請する。 ○(公社)日本水道協会を通じて応援可能な水道事業者に応援を要請する。 <市町村及び水道事業者> ○応急復旧を継続する。 ○応急復旧が完了した地域では恒久復旧に着手する。 ○飲用・炊事やトイレ、手洗、風呂等に必要な100L／人・日(～3週間)、被災前と同程度(～4週間)の給水確保に努める。 ○(公社)日本水道協会を通じて応援可能な水道事業者に応援を要請する。	
下水道	被害	○津波浸水、揺れにより処理場、中継ポンプ場に被害が発生する。 ○停電により処理場、中継ポンプ場が機能しなくなる。 ○揺れ、液状化等により管きょが損傷すると想定される。 ○液状化によりマンホールが地表に浮上する等被害が発生すると想定される。 ○管きょの損傷部から、土砂・地下水が流入し、流下機能が低下すると想定される。 ○夜間に発震した場合、施設等で待機している保安要員以外で、自宅等から参集する復旧作業員の参集が遅れる可能性がある。 ○合併浄化槽において、周囲の著しい地盤の変化や津波等により浄化槽本体及び流入管きょ等に被害が発生する。	●管路やポンプ場、処理場などの被災や運転停止により、鹿児島地域の機能支障の影響人口は○○人となる。そのほとんどが鹿児島市で発生する。	●管路被害などの復旧は限定的であり、ほとんど進展しない。	○応急復旧作業により、徐々に排水困難状況が改善される地区がある。	●管路の復旧が進み機能支障が解消されていくが、津波で浸水した処理場の復旧は進まない。鹿児島地域における機能支障人口は、約○○人となる。	○管路の復旧は概ね完了する。 ●鹿児島地域で○○人が機能支障の影響を受けたままであるが、地域全体では約○割以上の機能支障が解消される。
	対応	<県・市町村> ○非常参集を実施する。 ○情報の収集を開始する。	<県・市町村> ○情報収集を継続し、被害状況を把握する。 ○緊急点検を実施する。 ○人的被害につながる二次災害の未然防止と緊急調査における安全確保を目的として、緊急性の高い管きょ・処理場、ポンプ場の点検・緊急調査を実施する。 <県> ○応援可能な市町村へ応援を要請する。また、被害が大きい場合、他県等へ応援を要請する。	<県・市町村> ○重要な箇所を中心に地上から施設の被災状況の概要を把握し、大きな機能支障につながる二次災害の原因となる被害を発見するために管きょ・処理場・ポンプ場の目視等による調査を行い、緊急措置の実施を判断する。 ○緊急措置を実施する。 ○下水道施設の重大な機能障害及び二次災害等の危険性を緊急に回避するための仮の措置と下水道施設の使用制限の検討 ○被害状況により、下水道の全部又は一部を指定して下水道施設の使用制限を行う。	<県・市町村> ○情報収集を継続し、被害状況を把握する。 ○一次調査を実施する。 ○管路施設の二次調査の必要性の判定と復旧計画立案に必要な情報を得るための調査と応急復旧作業実施の判断 ○処理場、ポンプ場の最小限の機能回復させるための情報を得るための調査と応急復旧作業実施の判断 ○応急復旧を実施する。 ○一次調査の結果を踏まえ、管路施設に暫定的に必要な機能を回復させ、使用可能とするための応急復旧工事を実施する。 ○一次調査の結果を踏まえ、処理場・ポンプ場の本来の機能を暫定的に回復させるための応急復旧工事を実施する。	<県・市町村> ○情報収集を継続し、被害状況を把握する。 ○一次調査を継続する。 ○応急復旧を継続する。	